

1 特別養護老人ホーム さわやかなの郷 運営規程

特別養護老人ホーム さわやかなの郷 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人志楽園福祉会が開設する特別養護老人ホームさわやかなの郷（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設は、施設を利用する要介護状態となった高齢者（以下「入所者」という。）に対し、健全な環境の下で、熱意及び能力を有する職員による適切なサービスを行うよう努める。

- (1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
- (2) 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
- (3) 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム さわやかなの郷
- (2) 所在地 愛知県名古屋市長区鳴海町字尾崎山 4 3 番地の 6 4 1

(利用定員)

第 4 条 施設は、その入所定員を 80 人とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は、次の各号に掲げたとおりとする。

- (1) ユニット数 8 ユニット
- (2) 1 ユニット定員 10 名

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第 5 条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- (2) 医師 1 名以上
医師の職務は、入所者の診察・健康管理及び保健衛生指導とする。
- (3) 生活相談員 1 名以上
生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と入所者の処遇に関すること、苦情や相談等に関する事とする。
- (4) 介護及び看護職員、入所者の数が 3 またはその端数を増すごとに 1 名以上
介護職員 24 名以上
看護職員 3 名以上
介護及び看護職員の兼務は、介護職員は入所者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入所者の診察の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理と

する。

- (5) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士及び栄養士の職務は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員の職務は、入所者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。
- (7) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員の職務は、入所者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入所者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などを行なう。
- (8) 事務員 1名以上
事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。
*すべての職員に対して短期入所生活介護を含む人員配置とする。

第三章 設備

(設備及び備品等)

- 第 6 条 居室
入所者の居室は全室個室とする。居室には、ベッドを備品として備える。
- 第 7 条 共同生活室
施設は、各ユニットの全員が利用できる十分な広さをもつ共同生活室を設ける。共同生活室には、入所者の全員が利用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品を備える。
- 第 8 条 医務室
施設は、入所者の診察・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- 第 9 条 浴室など
施設は、各階に個別浴槽、1階に一般浴槽及び特殊浴槽を設ける。
施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設ける。
- 第 10 条 介護職員室
施設は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設ける。介護職員室には、机・椅子や書類保管庫など必要な備品を備える。
- 第 11 条 その他の設備
施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・事務室・宿直室・会議室・エレベーター・避難滑り台などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

- 第 12 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入所申込者またはその家族に対し、運営規定の概要・従事者の勤務体制・その他、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

- 第 13 条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。
 - 2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めることとする。

(稼働日)

第14条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第15条 入所

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合やその他入所申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

第16条 退所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その入所者及びその家族の希望、その入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員により、入所者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援者に対する情報の提供、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第17条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第18条 介護の取扱い

(1) 施設は、入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その入所者の心身の状況に応じて、その処理を妥当適切に行う。

(2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

(3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

(4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為を行わない。

(5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第19条 施設介護サービス計画

1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望・利用について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載したサービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施

状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第20条 介護内容

- (1) 介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、原則として、入浴又は清拭を週2回行います。(入所者の希望又は、体調を最優先に考慮させていただきます。)
- (3) 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 施設は、前各項のものの他、入所者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- (7) 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第21条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- (2) 入所者の食事は当該入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して共同生活が行われるよう努める。

(機能訓練)

第22条 施設は、入所者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第23条 施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(利用者の入院中の取扱い)

第24条 施設は、入所者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第25条 施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の支援を行う。

- 2 施設は、要介護認定をうけていない入所希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は入所希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第26条 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族において行うことが困難である場合は、その同意を得て、代わって行うこととする
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第27条 利用料

- (1) 施設が、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- (2) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第28条 その他の費用

施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることが出来る。

1. 居住費

①居住費の額 2600円

区分	1日あたりの 居住費の額			
	基準額 保険料第4段階	減額対象者 保険料第3段階①②	減額対象者 保険料第2段階	減額対象者 保険料第1段階
特別養護老人ホーム	2600円	1370円	880円	880円

2. 教養娯楽費 入所者の自己選択による余暇活動（各種クラブ活動・個別レクリエーション経費・外出活動経費・居室室内装飾など）にかかる経費をこれとし、費用は実費負担とする。

3. 事務管理費 100円（1日あたり）

*入所者の希望により事務管理サービスをご利用いただけます。

詳細は以下のとおりです。

内訳 預金通帳の保管小遣いの入出金管理等

4. 食事サービス費

1日あたりの 食事サービス費	減額対象区分			
基準額 保険料第4段階	減額対象者 保険料第3段階②	減額対象者 保険料第3段階①	減額対象者 保険料第2段階	減額対象者 保険料第1段階
1445円	1360円	650円	390円	300円
基準額は食材料費と調理に係る実費相当額の合計とする。				

5. 嗜好品・食費 入所者が選定する特別な食事及び酒・タバコ・ジュースの提供を行ったことに伴い必要となる費用の負担。

6. 理美容代

カット、シャンプー、ブロー、パーマ等 実費負担

7. 施設は、前記1～6に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、予め入所者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者またはその家族の同意を得ることとする。

8. 施設は、前記1～6に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明を入所者に対して開示し必要に応じてサービス提供証明書を交付することとする。

(協力病院)

第29条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、予め協力病院を定める。

2 施設は、治療を必要とする入所者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第30条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備または飲料水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第31条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービス選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第32条 事業所の従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。施設の職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を厳守する。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入所者の同意を得る。

(苦情の処理)

第33条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

2 苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置する。

3 第三者委員は次に掲げるうちから2名を選任し、法人理事長が委嘱する。

(1) 法人評議員

(2) 法人監事

(身体拘束に関する事項)

第34条 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月1回開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員はその他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第35条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第36条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入所者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時の対応)

- 第37 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第38 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入所者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(記録の整備)

- 第39条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第40条 入所者は、施設での生活の秩序を保つとともに、入所者相互の親睦に努める。

- 2 入所者が外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届けるとともに、当該外出、外泊には家族等が付き添う。
- 3 入所者は、健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診する。
- 4 入所者に対する面会は、面会名簿に必要事項を記入し、居室、共同生活室で行う。

(その他の事項)

- 第41条 施設は、入所者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明書を携帯する事により、入所者またはその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにする。
- 4 施設は、その運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

- 第42条 この規定に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。